

平成十八年四月二十八日受領
答弁第二三一号

内閣衆質一六四第二三一号

平成十八年四月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ループル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ループル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の課長から事情を聴取している。

二及び三について

確認できる範囲では、平成十六年二月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に御指摘の課長が受けた五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づく贈与等報告書のうち、二万円以下の贈与等に係るものは五十件であり、そのうち、報道関係者に係るものは三十五件である。

四について

人事院規則二二―一（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）第三条は、職員が国家公務員倫理法第六条第一項の規定に違反して贈与等報告書を提出しなかった場合には、一般に、懲戒告処分を行う旨を規定している。

五について

平成十六年一月一日から平成十八年四月二十四日までの間に、外務省職員が国家公務員倫理法違反を事由に処分を受けた事例は、一件である。